

障がい福祉計画の策定に当たって

1 障がい福祉計画策定の趣旨と目的

平成15年度から始まった支援費制度は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、「施設から地域へ」という障がい者の地域生活を重視する大きな流れを作り出しました。

札幌市においては、平成15年3月に、「共生・共感・共同」を基本理念とした札幌市障害者保健福祉計画を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

平成18年4月からは、それまでのさまざまな課題の解決を目指すとともに、制度の持続的な安定を図るため、障害者自立支援法が施行されましたが、利用者負担、事業者への報酬などの課題を抱え、平成20年11月に発表された障害福祉サービス等経営実態調査の結果などによると、居宅介護や児童デイサービスなどの事業で収支不足となっているほか、サービス事業所に従事されている方の給与も低水準であることが分かるなど、障害者自立支援法が目指した制度の持続的な安定にはほど遠い状況にあると考えられます。

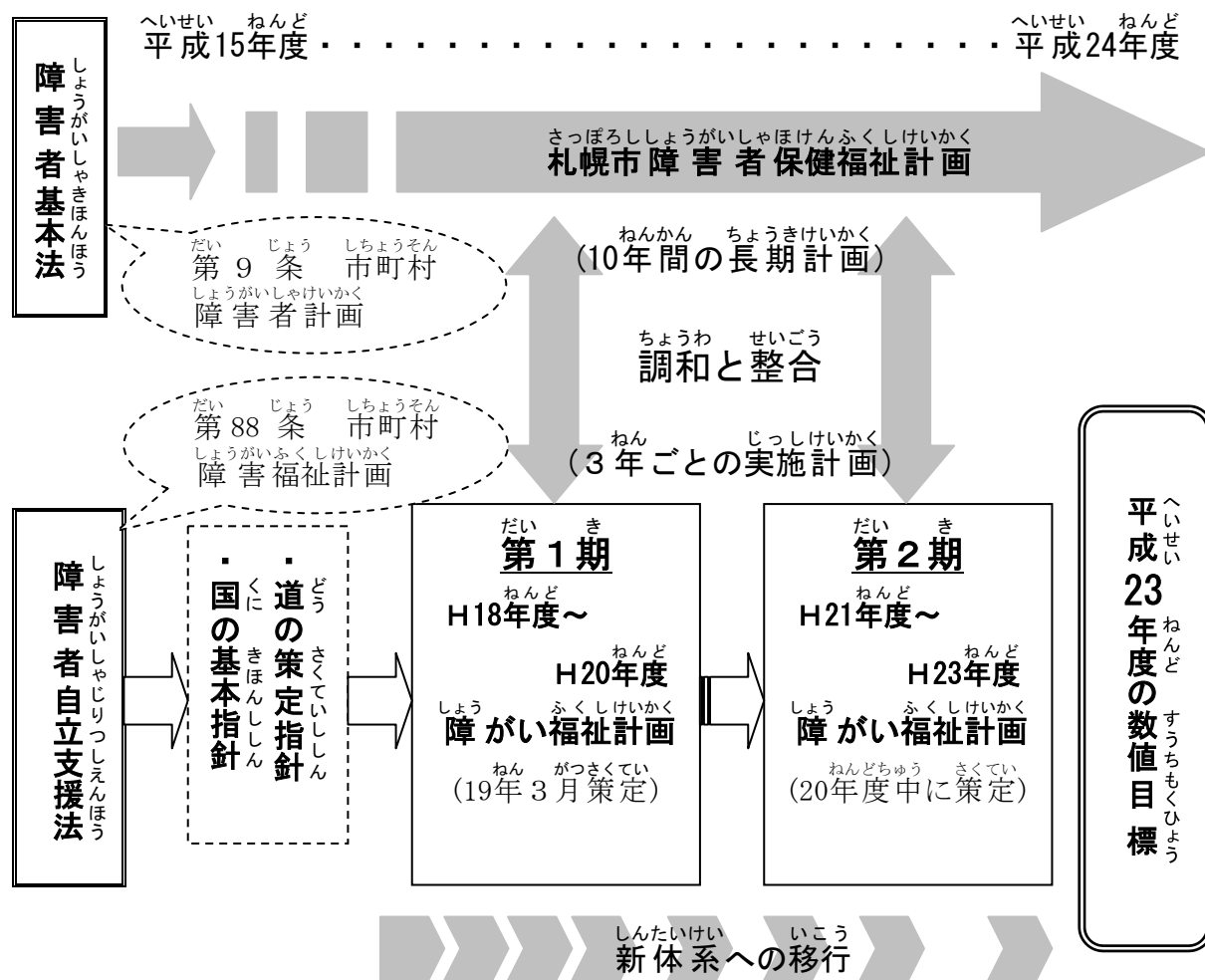
このような中、平成20年度は、障害者自立支援法施行後の見直しの時期に当たっているため、前述の課題や障がい者の範囲などさまざまな項目について、社会保障審議会の報告を基に、国において検討が加えられているところですが、札幌市においても、これらの課題について地域の実情に即した改善が図られるよう、国に働きかけているところです。

このように、障がい福祉施策が大きく変わっていく中で、この障がい福祉計画は、障がいのある方たちが自己決定・自己選択に基づく自立した生活をするために必要となるサービスを一元的に安定して利用できるよう、障害者自立支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービスなどの必要な見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項を定めるとともに、見込量確保の方策などを定めるもの

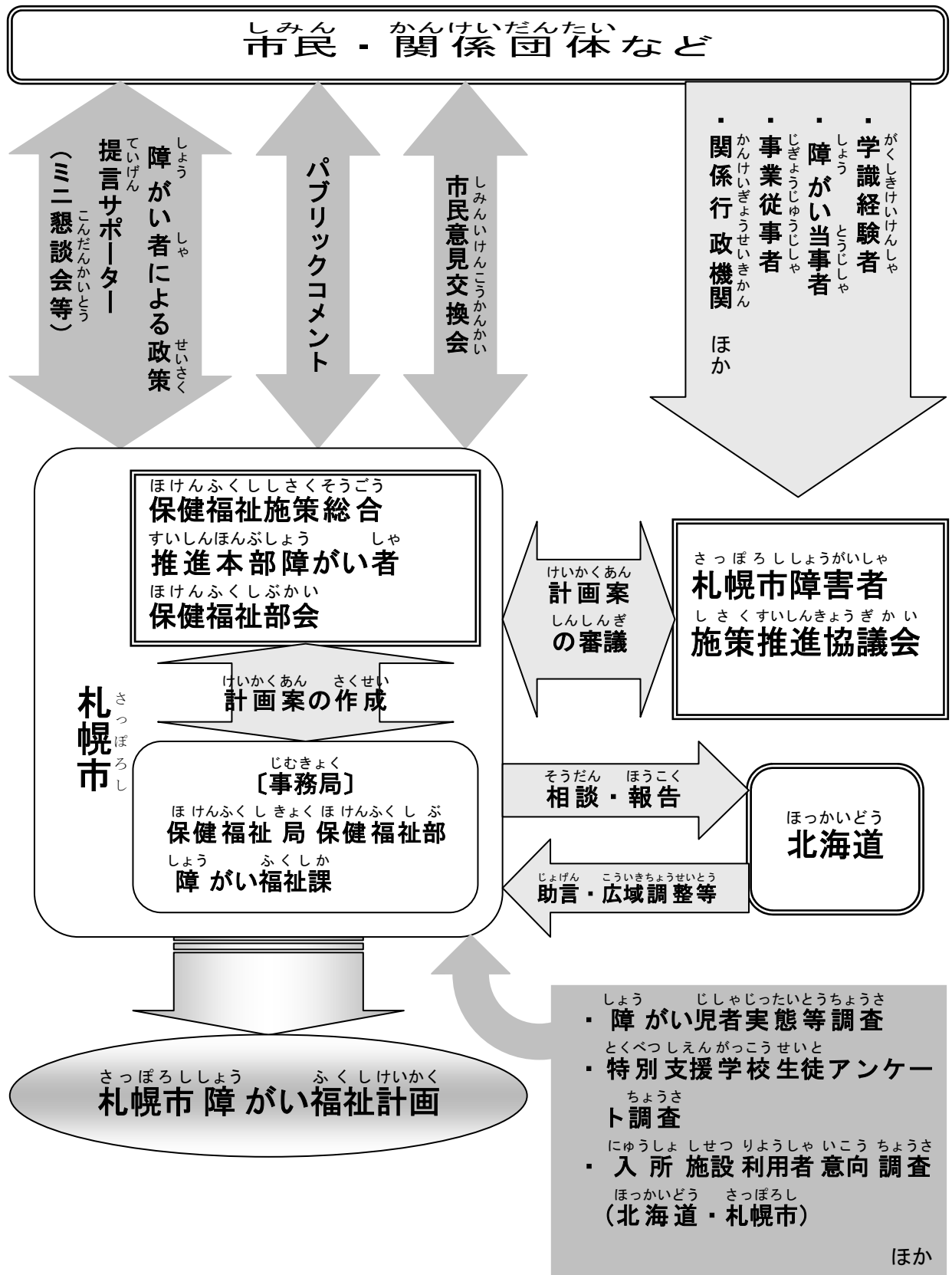
です。

第2期の計画は、第1期の計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）の実績等を踏まえて策定するものであり、計画期間は、平成21年度から平成23年度までです。

2 障がい福祉計画の位置付け



3 しょう 障害が 福祉計画策定の体制



4 第2期計画の策定に当たって

(1) 第1期計画の進捗状況

ア 障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系及び相談支援）
平成18年度から平成20年度までの障害福祉サービスについては、障がいのある方のニーズや市内事業者の参入がほとんどなかった重度障害者等包括支援、旧法施設からの移行が予定より少なかった自立訓練など一部のサービスを除き、おおむね順調に伸びてきています。

イ 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、第1期計画のとおり、地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、居住サポート事業など多彩なメニューを実施してきました。

また、地域自立支援協議会において、相談支援事業者の質の向上を図るとともに、相談支援体制のネットワークを醸成してきたところです。

全体としては、おおむね順調に進めてきたところでありますが、旧体系から新体系への移行が遅れ気味であることや、障がいのある方から、介護時間数のより一層の拡充、地域移行のための地域生活体験事業の実施、身近な場所で相談を受けられる体制の整備、就労面と生活面の一体的な支援の場の整備などについてご意見が寄せられている状況にかんがみると、今後、サービス基盤の一層の充実に加え、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供を図っていく必要があると考えています。

(2) 第2期計画の策定の考え方

第2期計画においては、平成23年度の数値目標の達成に向け、第1期計画からの継続性を維持しつつ、第1期計画の進捗状況、障がいのある方の実情やニーズなどを踏まえて、今後必要となるサービス量の見込みやサービス見込量等の確保のための方策を定めることとなります。

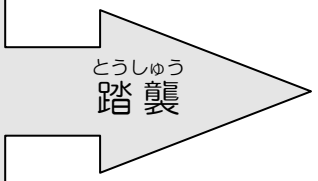
第2期計画は、基本理念及び障害福祉サービスについての基本的な考え方については第1期計画を踏襲し、基本理念の実現に向け、「生活を支えるサ

「サービス基盤の一層の充実」、^{きばん いっそう じゅうじつ}「自立を支える就労の支援に係る取組の強化」^{じりつ ささ しゅうろう しえん かか とりぐみ きょうか}
 という観点に立ち、^{かんてん た しょう かた}障がいのある方のニーズに応じた質の高いサービスを
^{ていきょう しょう かた じりつ しゃかいさんか いっそう そくしん はか}提供することにより、障がいのある方の自立と社会参加の一層の促進を図っ
 ていくことを基本とします。^{きほん}

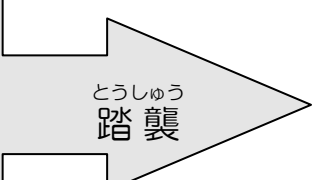
だい き しょう ふくしけいかく
第1期札幌市障がい福祉計画

だい き さつぼろししょう ふくしけいかく
第2期札幌市障がい福祉計画

- しょう ふくしけいかく きほんりねん
障がい福祉計画の基本理念
- しょう しゃ じ こけつてい じ こせんたく そんちよう
 1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
 - さんしょう いちげんか
 2 三障がいの一元化
 - ちいきせいかついこう しゅうろうしえんどう かだい たいおう きばん せいび
 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備



- しょうがいふくし きほんてきかなが かた
障害福祉サービスについての基本的考え方
- どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障
 - グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進
 - 福祉施設から一般就労への移行等を推進



だい き だい き
 第1期・第2期
 きょうつう もくひょう
 共通の目標

へいせい ねんど すうちもくひょう
平成23年度の数値目標

- にゅうしよせつ にゅうしよしゃ ちいきせいかつ いこう ①入所施設の入所者の地域生活への移行
- にゅういんちゅう せいしんしやう しゃ ちいきせいかつ いこう ②入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ふくしせつ いっばんしゅうろう いこう ③福祉施設から一般就労への移行

みこみりやう
サービス見込量 (H18~H20)

みこみりやうかくほ ほうさく
見込量確保のための方策

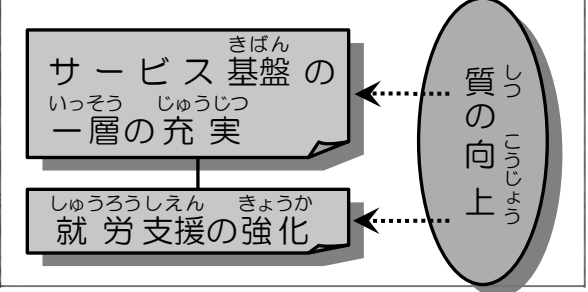
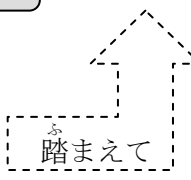
ちいきせいかつしえんじぎやう
地域生活支援事業 (H18~H20)

みこみりやう
サービス見込量 (H21~H23)

みこみりやうかくほ ほうさく
見込量確保のための方策

ちいきせいかつしえんじぎやう
地域生活支援事業 (H21~H23)

だい きけいかく しん じやうきやう
 第1期計画の進ちよく状況
 しょう しゃ
 障がい者のニーズ
 じぎやうしゃ しんたいけい いこう
 事業者の新体系への移行



じりつ しゃかいさんか
自立と社会参加

いっそう そくしん
一層の促進